

区民保養施設の利用申し込み



11月宿泊分 箱根つつじ荘・グリーンヒルハケ岳

受付窓口・電話 区保養施設受付(本庁舎1階) ☎(5273)3881

受付日時 月～金曜日午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日等は(株)日本旅行 ☎(5369)3902(午前10時～午後6時。電話受付のみ)へ。

インターネット予約(空き室予約のみ) 新宿区ホームページ(右上二次元コード)から利用者登録・宿泊予約ができます。

●抽選(区民抽選予約)

申込期間 8月1日(出)～10日(必着)

申 受付窓口・特別出張所・生涯学習スポーツ課(第1分庁舎7階)で配布している抽選はがきでお申し込みください。8月20日(木)ごろまでに結果通知が届かない場合は、受付窓口へお問い合わせください。

●空き室予約(抽選後)

抽選後の空き室は「区民優先予約」「一般予約」の順に電話や受付窓口、インターネットで予約できます(いずれも先着順)。空き室の状況は、受付窓口・特別出張所で確認できるほか、空室情報特設ページ(新宿区ホームページ(右上二次元コード)からリンク)でご覧いただけます。



申込開始日 ▶区民優先予約…8月21日(金)、▶一般予約…10月1日(木)

11月の休館日 ▶箱根つつじ荘…19日(木)～30日(月)(工事による休館)、▶グリーンヒルハケ岳…10日(火)～12日(木)

●新宿駅西口発グリーンヒルハケ岳直行便バスツアー

往復バスと宿泊・観光(2泊3日)のセットです(申し込みには宿泊予約が必要)。

11月の出発日・コース 16日(月)・^{かいこえん}懐古園・^{しょうせんきょう}昇仙峡

問 グリーンヒルハケ岳 ☎0551(32)7011

詐欺被害防止 一言アドバイス

区職員を騙る詐欺被害にご注意を

区職員^{かた}を騙る詐欺電話や詐欺メールが増えています。詐欺電話では、「還付金(給付金)の書類を送付した」「ATMで還付金(給付金)の手続きができる」等と騙り、金銭をだまし取ろうとします。

詐欺メールでは、「国民健康保険料の未納料金がある」「延滞金が加算される」等の内容のメールで不安をあおり、電子決済等でお金を振り込ませようとしています。

被害に遭わないよう**右上記**の対策を心がけましょう。



- ▶ 還付金(給付金)等に関する不審な電話やメールがあったら、すぐに警察へ通報しましょう。
- ▶ 区職員を騙る電話があった場合は、必ず相手の部署・氏名を確認し、一度電話を切ってから、正しい電話番号を調べてかけなおしてください。
- ▶ 固定電話の詐欺対策として、着信時に警告メッセージを流し、通話内容を録音する自動通話録音機をご活用ください(区危機管理課等で無料で貸与)。

警察署代表電話

▶ 牛込 ☎(3269)0110

▶ 新宿 ☎(3346)0110

▶ 戸塚 ☎(3207)0110

▶ 四谷 ☎(3357)0110

※音声ガイダンス「7」番を選び、受付で用件を伝えてください。

問 区危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532

区内の特殊詐欺被害認知金額

3月	約2億500万円
4月	約3,900万円
5月	約3億9,800万円
6月	約9,000万円
年内の累計	約9億8,100万円

※区危機管理課調べ
※令和8年から、SNS型投資・ロマンス詐欺等特殊詐欺の手口として計上しています。

特別区職員を募集します



I類(秋試験)

採用予定数等詳しくは、問合せ先ホームページ(右下二次元コード)。<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>に掲載している試験案内をご覧ください。

要 日本国籍で平成7年4月2日～18年4月1日生まれの方

職種 ▶土木造園(土木)、▶土木造園(造園)、▶建築、▶機械、▶電気

1次試験日 9月13日(日)

申 7月30日(木)午後5時(受診有効)まで問合せ先ホームページ(右二次元コード)から申し込みます。



※令和8年度から受験対象年齢を21歳に引き下げました。令和9年4月1日時点の年齢で採用予定日が決定するため、採用希望年度は選択できません。21歳の受験者(平成17年4月2日～18年4月1日生まれの方)は令和10年4月1日、22歳～31歳の受験者(平成7年4月2日～17年4月1日生まれの方)は令和9年4月1日が採用予定日です。

※I類採用試験に申し込んだ方は、試験区分や受験の有無にかかわらず、経験者採用試験・選考との併願はできません。また、I類(春試験・早期SPI枠)最終合格者は申し込みません。

問 特別区人事委員会事務局任用課採用係 ☎(5210)9787

区の担当課 区人事課人事係 ☎(5273)4053

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付

平成25年8月～令和8年3月に新宿区から生活保護を受けていた方からの申し出を、8月1日から受け付けます

厚生労働省は、最高裁判決を踏まえ、対象となる方に保護費の追加給付を行う方針を示しました。平成25年8月～令和8年3月に新宿区から生活保護を受けていた方のうち、現在、新宿区から生活保護を受けていない方は、申し出により、対象となる場合に追加給付を受けられます。

申し出方法等詳しくは、区の専用コールセンターへお問い合わせください。新宿区ホームページ(右二次元コード)でも確認できます。また、相談や申し出ができる専用相談窓口も、区役所第2分庁舎2階に開設しています。



※現在、新宿区から生活保護を受けている方は、原則として、申し出不要で8月分保護費と併せて支給します。

追加給付の経緯、対象となる基準生活費・加算等は、厚生労働省の追加給付相談センター ☎0120(179)445へお問い合わせください。厚生労働省ホームページ(右二次元コード) <https://tsuikakyufu-sodancenter.mhlw.go.jp/>でも確認できます。



問 区生活保護費等追加給付専用コールセンター ☎0120(306)272(土・日曜日、祝日等を除く)

区の担当課 生活福祉課庶務係 ☎(5273)4555